

信州食べきりキャンペーン事業企画提案評価会議設置要領

1 目的

この要領は、「信州食べきりキャンペーン事業公募型プロポーザル方式実施公告」（以下「実施公告」という。）に基づいて応募のあった提案を評価し、同業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定することについて、必要な事項を定める。

2 評価会議の設置

上記1の委託候補者を選定するために信州食べきりキャンペーン事業企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成員等

- (1) 評価会議は別表の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、資源循環推進課長とし、座長代理は座長が別に指定する者とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は、座長が招集する。
- (5) 評価会議は、構成員の過半数が出席しなければならない。
なお、出席できない構成員は、代理者を指定し、出席させることができるものとする。
- (6) この要領に基づくもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 評価事項

評価会議は、実施公告に基づき提出された提案を評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定するものとする。

5 評価方法

評価方法は別に定める。

○別表

評価会議構成員名簿

長野県環境部資源循環推進課長
長野県環境部資源循環推進課 企画幹兼課長補佐
長野県環境部資源循環推進課 課長補佐兼資源化推進係長
長野県環境部環境政策課職員 別途指定
長野県企画振興部広報・共創推進課職員 別途指定